

被保険者と別居している方の扶養認定について【1/2】

被保険者が認定対象者と別居している場合、主たる生計維持者であることの証明が必要です。具体的には、健保が定める以下の送金基準額以上の額を支援（送金等）をしていることを証明いただく必要があります。

※手渡しによる送金は実態が確認できないため認められません。

送金証明はいつ求められても提出できるよう保管をお願い致します。

《日産健保が定める送金基準額》

- ・ 1人当たり [100,000円/月] とする。
- ・ 認定対象者が1世帯に複数人いる場合は、上記の額に1人につき5万円づつ加算する。
- ・ 認定対象者が複数世帯に分かれている場合は、送金基準額は「世帯ごとの認定対象者の数」で判断する。

例 認定対象者が別の世帯にそれぞれ1人ずついる場合、送金基準額はそれぞれ100,000円ずつとなる。

▼送金基準額（1世帯当たり）

| 認定対象者数 | 1人 | 2人 | 3人 | ・・・ |
|--------|----------|----------|----------|-----|
| 送金基準額 | 100,000円 | 150,000円 | 200,000円 | ・・・ |

被保険者と別居している方の扶養認定について【2/2】

《別居者に収入がある場合の送金最低額》

- 認定対象者に収入がある場合、1か月あたりの収入見込み額から、前頁の送金基準額を差し引いた残りの金額を送金最低額とする。ただし、送金額が認定対象者の収入以下の場合には送金で生計を維持していると判断できないため「被扶養者」認定はできない。

※【注意】「認定対象者の1か月あたりの収入見込み額 > 送金額」では、被扶養者の認定はできない。（昭和52年4月6日保発第9号・庁発第9号通知より）

- 認定対象者の1か月あたりの収入見込み額は直近3か月分の給与明細の平均とする。（直近3か月の給与が著しく高い等により、被保険者より直近1年分の平均での取扱いを希望される場合は、直近1年分の平均でも差し支えない。）

例 認定対象者（別居者1名）の1か月あたりの収入見込み額が、

- ・ 0円（無収入）の場合 → 送金最低額：100,000円以上
- ・ 30,000円/月 の場合 → 送金最低額：70,000円以上
- ・ 60,000円/月 の場合 → 送金最低額：60,001円以上

100,000円 - 60,000円 = 40,000円

→ 「認定対象者の1か月あたりの収入見込み額 < 送金最低額」になるよう、送金最低額は60,001円以上が必要